

野田市長の事務を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 23 号

野田市長の事務を委任する規則の一部を改正する規則

野田市長の事務を委任する規則（昭和 56 年野田市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 1 項第 11 号中「徴収」の次に「、減免」を加える。

第 2 項各号列記以外の部分中「次の」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき独立行政法人農業者年金基金から委託された業務に関する」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。